

ストップ温暖化やまなし会議規約

(名称)

第1条 この会議は、ストップ温暖化やまなし会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、山梨県における事業者、民間団体、行政など、多様な主体の地球温暖化対策の促進のため設置する。

(組織)

第3条 会議の構成員は、別表に掲げる団体等（以下「参画団体」という。）の代表者をもって充てる。

2 会議の趣旨に賛同するものを、参画団体として追加することができる。

(活動事項)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 参画団体が自発的に進める地球温暖化対策の目標設定及び取組に関すること
- (2) 参画団体の活動の報告、相互の情報・経験交流に関すること
- (3) その他会議の目的を達成するために必要な活動

(会長)

第5条 会議に会長1名を置く。

- 2 会長は山梨県知事とし、会議を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(総会)

第6条 総会は会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、第3条に規定する者以外の者の出席を求めることができる。
- 3 総会は、ウェブや書面により開催することができる。
- 4 総会の議事は構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 会議の円滑な運営のため、事務局を山梨県森林環境部環境・エネルギー課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	所属名
自治体	山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
経済団体	山梨県中小企業団体中央会、山梨県商工会連合会、甲府商工会議所、富士吉田商工会議所、山梨県経営者協会
消費者団体	あしたの山梨を創る生活運動協会、消費生活研究会連絡協議会、山梨県生活協同組合連合会
食品流通団体	山梨流通協議会
労働者団体	連合山梨
農業団体	山梨県農業協同組合中央会
林業団体	山梨県森林組合連合会
運輸団体	(一社)山梨県トラック協会
産業廃棄物団体	(一社)山梨県産業資源循環協会
民間企業	(株)早野組、NECプラットフォームズ(株)、東京ガス山梨(株)、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、東日本電信電話(株)山梨支店、(株)テンヨ武田、(株)山梨中央銀行、(株)山梨文化会館、(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ